

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 2 3 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 29 年 8 月 25 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

第 1 監査の対象

建設部都市計画課

第 2 監査の期間

平成 29 年 5 月 11 日～12 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 27 年度及び平成 28 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- ④ 契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

- ① 公印の管理状況
- ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- ③ 文書の処理、整理保存状況

(4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成27年度及び平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

【指導事項】

1. 建物（住宅）台帳の整理について

稗田、中の崎住宅の場合、家屋の構造、面積が同じなため、台帳では同一記載となっており、個別の家屋の確認ができない。稗田住宅の1棟2戸が平成25年4月に火災焼失しているが、台帳への記載がなかった。赤松住宅では3棟の台帳記載が確認できなかった。中の崎住宅では平成17年に2棟解体しているが、用途廃止伺いなどが見当たらない。台帳の様式についても現況写真を添付するなど工夫がなされているが、旧市町村別の台帳をそのまま引き継いでおり見にくい。統一することで見やすくなり、住宅管理台帳としての機能も向上すると思われるので、記載方法についても検討されたい。

また、住宅敷地については、土地台帳の不備が散見されるので、整備する必要がある。

【意見】

1. 市営老部浦アパート建設工事について

杭打ち工事において、近隣住民から住居家屋被害の苦情があったため、工事を中

断して調査基準にもとづき 13 件の事業損失調査業務を委託し被害状況の把握を行っている。その結果、3 家屋に建具等の被害を確認し補償を行った。

しかし、当初の杭打ちの工法は苦情発生後変更となっており、本事案を単に工事中の偶発的な事故として捉えるのではなく、杭打ち工法選択の理由や事後処理への住民の理解など、今後、リスク管理のためのさらなる検証を行い、今後の事業に活かしていただきたい。

2. 平戸街なみ環境整備事業について

本事業は平成 17 年度から行なわれ、平成 31 年度まで延長されることになっている。平成 28 年度までの修景施設数は 135 戸となっている。この間、計画策定にあたっての事前調査や施設改修後のアンケート調査を行い、県を通じて国に報告がなされたとしているが、アンケート調査の結果報告書が見当たらない。市としてモニタリングなどの事後調査を行い、事業の成果と有効性、市民生活への影響や地域経済への効果など検証を深めることが必要であると思われる。

3. 公園管理、住宅管理における工事請負契約について

随意契約による小額の工事が多く散見される中、契約の時期・工期、工事箇所などを見ても一括して発注してもよいのではないかと思われる案件も見られた。事務処理は適正に処理されているものの、事務の効率化のためにも一括発注について検討すべきと思われる。

4. 職員の勤務状況について

技師 2 名については、休日勤務の振替、年次休暇、夏季特別休暇の取得がほとんどできていない。さらに、出退勤表で確認した勤務時間後の在庁時間は、休日の日中を含め平成 28 年度における月平均がそれぞれ 41 時間と 52 時間となっており、80 時間を越える月も延べ 4 月あった。職員の健康を考えると適正な労務管理が必要と思われる。技師の募集は行っているとのことであるが、現職員の負担軽減のため早急な対策が望まれる。

第 6 章 むすび

平成 29 年 4 月 1 日現在の公営住宅（県公社住宅含む）の管理戸数は 984 戸、うち政策的空家 50 戸を除く 934 戸の入居戸数は 878 戸で入居率は 94%となっており、公営住宅への需要は依然として見込まれている。

「平戸市公営住宅等長寿化計画見直し」（平成 27 年 10 月）では、ストックの活用重視、高齢者や障害者への対応、快適な居住性の確保、若い世帯の定住促進等の住環境の整備を目指しており、うち、ストックの活用では、建替え、用途廃止と集約化、個別改善（長寿化）に分けて計画を立てているが、少子高齢社会での地域経営には地域コミュニティを維持することが必要であり、住宅セーフティネットと合わ

せて公営住宅はその役割の一端を担っているといえる。今後とも耐震化等による安全の確保などの課題に対応し、適正な社会資本としてのストック形成に努めていただきたい。

平成27年7月から平成28年5月にかけて実施された空き家実態調査報告書には、管理システムを導入した台帳の整備がなされており、今後の空き家対策事業に有用であると思われる。

また、調査結果の利活用に取り組み、危険家屋などの対策に役立てていただきたい。

<参考>指摘事項等の定義

| 区分 | 指摘事項 | 指導事項 | 意見 |
|---------|-------------------------------|---|--|
| 根拠 | 地方自治法第199条第9項 | | 地方自治法第199条第10項 |
| 定義 | 法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること | 法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること | 監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと |
| 措置済みの水準 | 是正された状態になったこと | 是正された状態になったこと | — |

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。